

企業の未来づくりを応援します

御所 企業立地ガイド

| 優遇制度のご案内 |



企業立地なら御所へ

歴史と自然、穏やかな気候に恵まれた御所市では、経済活性化と雇用創出を最重要課題の一つと捉え、製造業を中心とした企業立地の促進を積極的に進めています。

特に近年は、京奈和自動車道の開通により交通アクセスが飛躍的に向上していることから、御所市のみならず奈良県中南部の雇用の受け皿としての役割も期待されており、奈良県と協働して産業集積地造成事業を進めているところです。

新たなビジネス展開をご検討される際には、ぜひ御所市への立地をご検討下さい。さまざまな支援制度を準備し、皆様のお越しを心からお待ちしております。



御所市は、大阪府に隣接する奈良県の西部に位置しており、鉄道による京阪神方面へのアクセスはもちろん、阪和道に直結する南阪奈道路による関西国際空港、大阪港へのアクセスも便利です。

さらに、京奈和自動車道の開通により、西名阪自動車道・名阪国道・東名阪自動車道とのネットワークが飛躍的に充実し、京阪神・名古屋へのアクセスが非常に便利になっています。

また、現在、京奈和自動車道を活用した和歌山方面や関西国際空港へのアクセスは、経費の面からもお得です。

電車でのアクセス

大阪から 約40分

近鉄で：大阪阿部野橋駅→(近鉄南大阪線)→尺土駅→(近鉄御所線)→近鉄御所駅
J R で：天王寺駅→(関西本線)→王寺駅→(和歌山線)→御所駅

京都から 約80分

京都駅→(近鉄京都線)→橿原神宮前駅→(近鉄南大阪線)→尺土駅→(近鉄御所線)→近鉄御所駅

奈良から 約40分

近鉄で：近鉄奈良駅→(近鉄難波・奈良線)→大和西大寺駅→(近鉄橿原線)→橿原神宮前駅→(近鉄南大阪線)→尺土駅→(近鉄御所線)→近鉄御所駅
J R で：奈良駅→(関西本線)→王寺駅→(和歌山線)→御所駅

自動車でのアクセス

大阪から 約40分

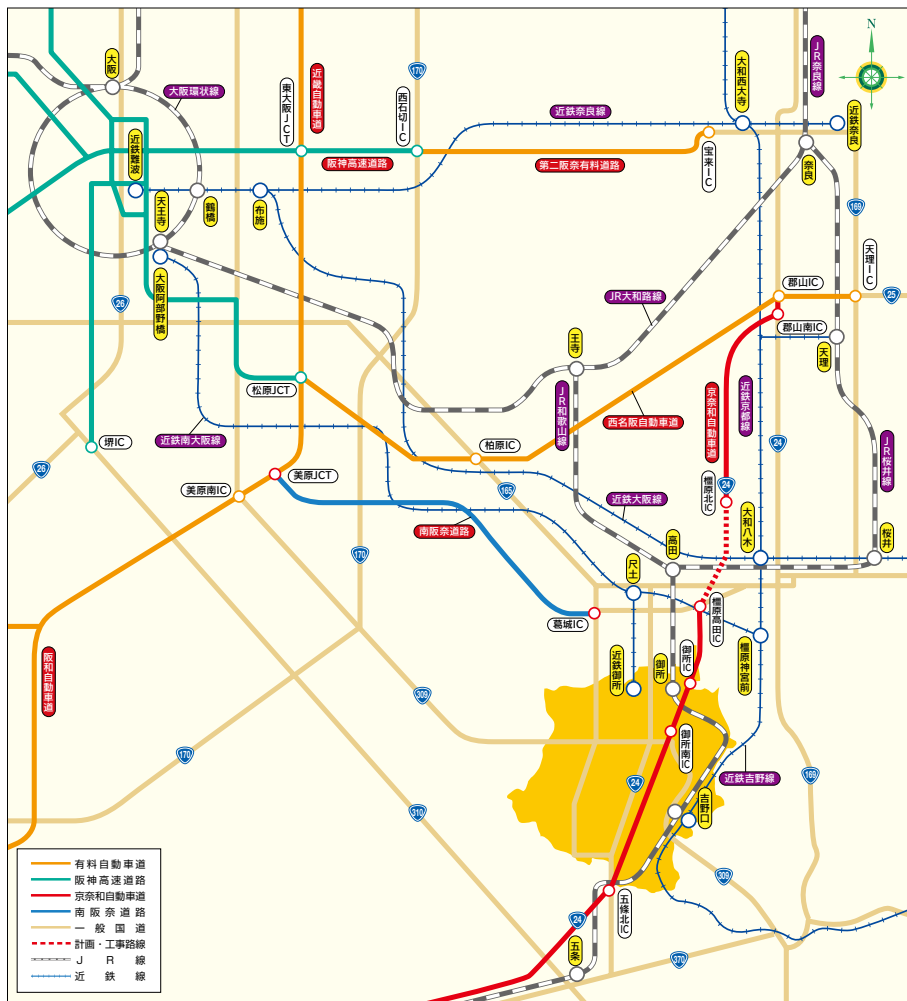
大阪市内→阪神高速14号松原線→阪和自動車道→南阪奈道路→葛城 IC→大和高田バイパス→橿原高田 IC→京奈和自動車道→御所 IC→御所

京都から 約80分

京都市内→阪神高速8号京都線→第二京阪道路→近畿自動車道→阪和自動車道→南阪奈道路→葛城 IC→大和高田バイパス→橿原高田 IC→京奈和自動車道→御所 IC→御所

奈良から 約50分

奈良市内→国道24号→郡山南 IC→京奈和自動車道(一部区間国道24号)→御所 IC→御所

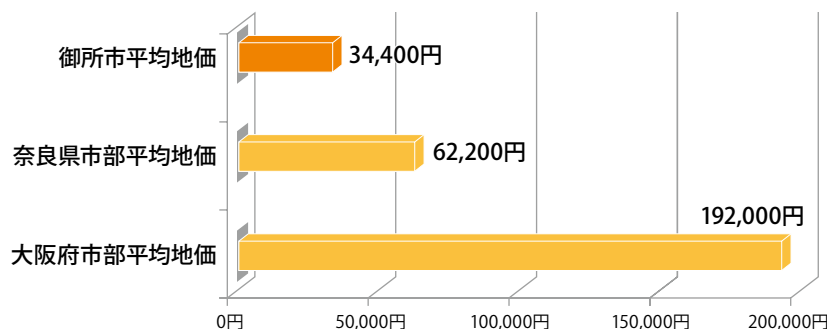


大都市近郊なのに安い地価

大都市の近郊にありながら、御所市の平均地価(住宅地)は約36,500円/㎡で、大阪府市部の平均地価の約1/3という安さです。

奈良県市部と比較しても、安価な土地が魅力です。

大阪圏の地価公示(住宅地)平均



出典：令和3年地価公示(標準値)

工場等設置奨励制度による支援

御所市では、市内で工場等の新設、移転、増設を計画されている事業者を支援します。

対象事業者	製造業全般、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、自然科学研究所の業種のうち以下の要件を満たす法人または個人
要件	①御所市内に工場等を設置すること。 ②投下固定資産（土地を除く。）の取得価格の合計額が3千万円以上であること。 ③奈良県生活環境保全条例（平成8年奈良県条例第8号）に規定する公害防止のための適正な措置を講じていること。 ④市税、国民健康保険税その他公課を滞納していないこと。 ⑤工場等の操業を開始する日までに奨励措置を受ける意思を市長に届け出ていること。

優遇措置

固定資産税に係る優遇措置	工場等の投下固定資産に対し最初に固定資産税を賦課された年度の翌年から3年間、前年度固定資産税相当額を固定資産税奨励金として交付します。 （地域経済牽引事業計画の承認を受けて、税の課税免除を受けることのできる事業者は、前年度固定資産税額のうち償却資産（構築物を除く）分相当額が対象となります。）	
適用範囲 (資産の範囲)	家屋	建物及びその附属設備のうち販売のための事務所等を除いた部分
	土地	当該施設の用に供する家屋・建造物の敷地である土地 （取得後1年以内に工場等の建築に着手した土地に限る）
	償却資産	当該施設の用に供するもの （リース物件（所有権保留付割賦販売資産）は対象外となります。）
雇用に係る優遇措置	操業開始日の前後6ヶ月間に新たに雇用した市内在住の常時雇用従業員のうち、要件を満たす従業員1名につき20万円を雇用促進奨励金（上限1,000万円）として操業開始の日から18ヶ月経過した日の翌年度に1回限り交付します。	
設備投資に係る優遇措置	投下固定資産（家屋及び償却資産のみ）取得価格合計額の1%を設備投資奨励金（上限1,000万円）として操業開始の日から起算して12ヶ月経過した日の翌年度に1回限り交付します。	

中小企業等経営強化法に基づく支援

御所市では、中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画を策定しています。

この基本計画に基づき、先端設備等導入計画を策定し、御所市の認定を受けた中小企業の設備投資を推進しています。

対象事業者	①資本金または出資金の額が1億円以下の法人 ②資本金または出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員が1,000人以下の法人 ③常時使用する従業員が1,000人以下の個人 ※ただし、以下の法人は特例措置の対象外です。 ①同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人 ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
-------	---

要件	①年率3%以上の労働生産性の向上が見込まれること ②先端設備等導入計画に記載され、以下の要件を満たし、生産・販売活動等の用に直接供される設備 【減価償却資産の種類】 ◆機械・装置 160万円 ◆測定工具及び検査工具 30万円 ◆器具・備品 30万円 ◆建物附属設備（家屋と一体となって効用を果たすものを除く。） 60万円 ※上記設備は年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資計画に記載されたものであること ※各設備の1台又は1基の取得価額がそれぞれ上記に定める額以上であること
適用期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日

優遇措置

固定資産税に係る優遇措置	新規取得設備に係る固定資産税（償却資産）の課税標準を3年間、1/2に軽減します	
	従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合	
	令和6年3月末までに取得	令和7年3月末までに取得
	5年間1/3に軽減	4年間1/3に軽減

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく支援

御所市では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、下記要件を満たす対象固定資産を新設または増設した場合、固定資産税の優遇措置（課税免除措置）を受けることができます。

対象事業者	製造業、旅館業（下宿営業を除く）、農林水産物販売業、情報サービス業の業種のうち以下の要件を満たす個人または法人			
要件	①青色申告書を提出する個人または法人であること。 ②新設または増設の対象固定資産（土地を除く。）の取得価格の合計額が業種区分それぞれに定める下表の金額以上のものを令和3年4月1日から令和6年3月31日までに取得等した場合。 ③租税特別措置法第12条第4項または第45条第3項に規定する特別償却の適用を受けることができる設備であること。 ④市税等公課を滞納していないこと。			
	業種	資本金の額	取得等をした設備の取得価額	備考
	製造業又は旅館業	5000万円以下	500万円以上	
	製造業又は旅館業	5000万円超～1億円以下	1000万円以上	新・増設のみ
	製造業又は旅館業	1億円超え	2000万円以上	新・増設のみ
	情報サービス業 農林水産物等販売	—	500万円以上	資本金5000万円超は、新・増設のみ

優遇措置

固定資産税に係る優遇措置	対象事業の用に供する建物、構造物、機械及び装置ならびにその敷地である土地に賦課される固定資産税を初年度から3年度分まで課税免除します。	
適用範囲 (資産の範囲)	家屋	建物及び附属設備のうち対象事業の用に供している部分
	償却資産	機械及び装置のうち対象事業の用に供している部分
	土地	対象家屋の敷地で取得の翌日から1年以内に対象家屋の建設着手があった土地

地域未来投資促進法に基づく支援

御所市では、奈良県と協働して「奈良県未来投資促進基本計画」を作成し、国の同意を得ています。

この基本計画に基づく「地域経済牽引事業計画」を奈良県知事に申請し、承認を受けた計画に従って取り組みを進める事業者については、様々な支援（制度融資など）を活用することができます。

「地域経済牽引事業計画」の内容、計画に基づく支援など詳しくは、奈良県産業・観光・雇用振興部 企業立地推進課（☎0742-27-8813）までお問い合わせください。

さらに、御所市内で、奈良県知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に基づき、以下の要件を満たす施設を設置する場合、固定資産税の課税免除措置が受けられます。

対象事業者	地域未来投資促進法 ^{*1} に規定する「地域経済牽引事業計画」を奈良県知事に申請し、承認を受けた計画に従って対象施設を設置する、以下の要件を満たす法人または個人
要件	<ul style="list-style-type: none"> ①国に設置された「地域経済牽引事業計画先進性評価委員会」において、建物・設備等の取得前に先進性の確認を受けること。 ②計画開始から5年後において、以下の達成が見込まれること。 事業の売上高伸び率（%）\geq過去5年事業年度の当該事業に係る市場規模の伸び率（%）+5% ③事業の用に供する減価償却資産の取得予定価格の合計額が2,000万円以上であること。 ④上記③の取得予定価格が、事業者の前年度の減価償却費の額の5分の1以上であること。
対象施設	承認を受けた計画に従って設置する施設のうち、建物・附属施設・構築物及びそれらの敷地である土地（取得後1年以内に着工した土地に限る）の取得価額の合計額が1億円（農林漁業関連業種 ^{*2} に係るものにあつては、5千万円）以上のもの

優遇措置

固定資産税に係る優遇措置	承認地域経済牽引事業の用に供する建物、構造物およびその敷地である土地に賦課される固定資産税を初年度から3年度分まで課税免除します。
--------------	---

適用範囲 (資産の範囲)	家屋	建物及び附属設備のうち対象事業の用に供している部分
	構築物	ドック、橋、岸壁、棧橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備または工作物
	土地	対象家屋の敷地で取得の翌日から1年以内に対象家屋の建設着手があった土地

※1 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律

※2 農林漁業及びその関連業種（製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業及びゴム製品製造業並びに卸売業のうち各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業及び家具・建具卸売業）をいう。



京奈和自動車道 IC 直ぐの好立地

御所市では、奈良県と協働して京奈和自動車道御所 IC 付近に産業集積地造成事業を進めています。

京奈和自動車道が和歌山 JCT で阪和自動車道と直結、ますます便利になってくる御所にぜひお越しください。





お気軽にご相談・お問い合わせください。

お問い合わせ先

 **奈良県御所市役所 産業建設部 農林商工課**

TEL : **0745-62-3001** (内線642)

〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3

E-mail : syoukou-kigyoushou@city.gose.nara.jp

URL : <http://www.city.gose.nara.jp/>